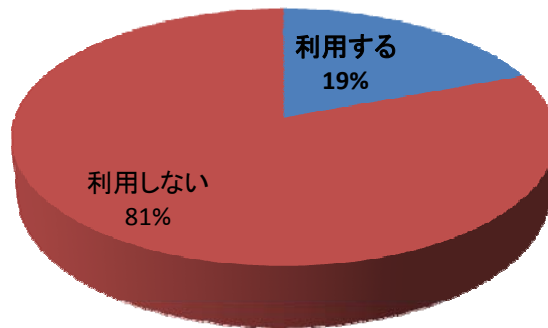
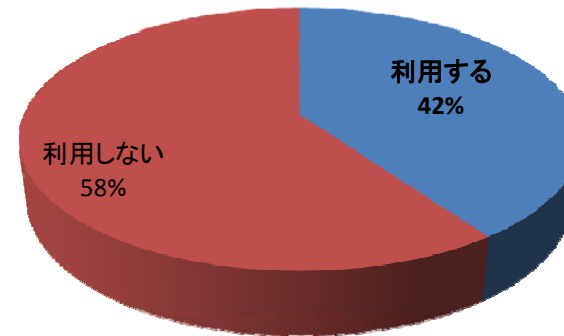


V. 仕入先の変化 その2 ～オークション利用～

施行前

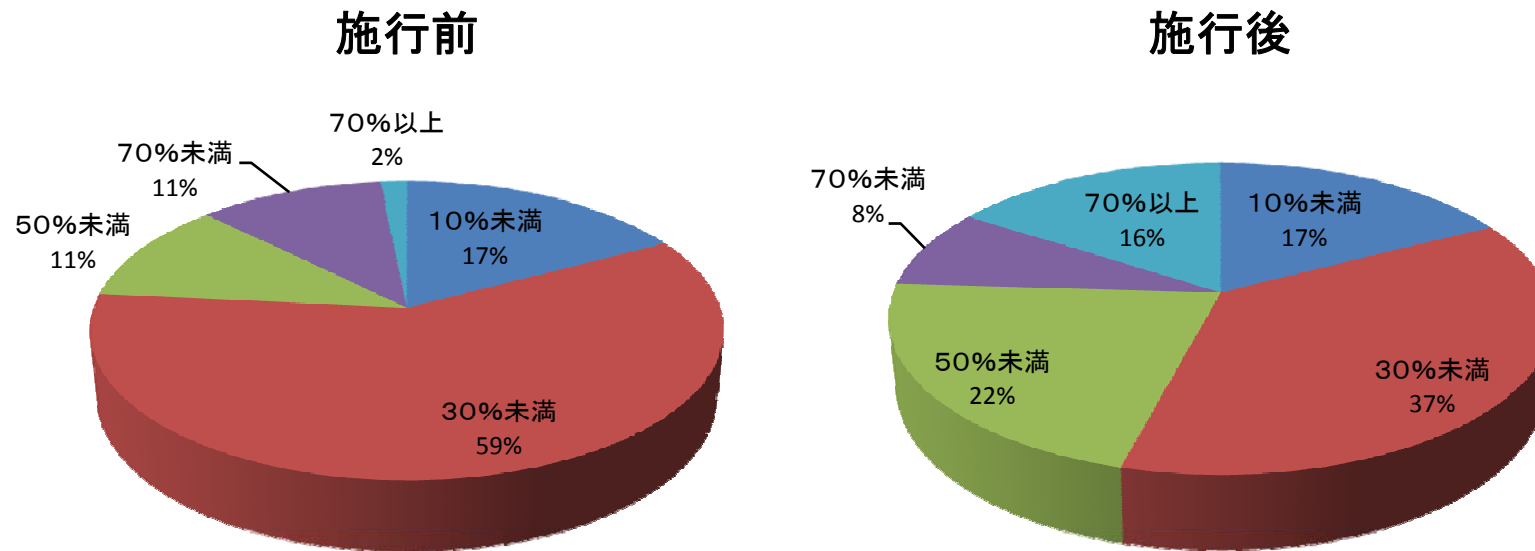


施行後



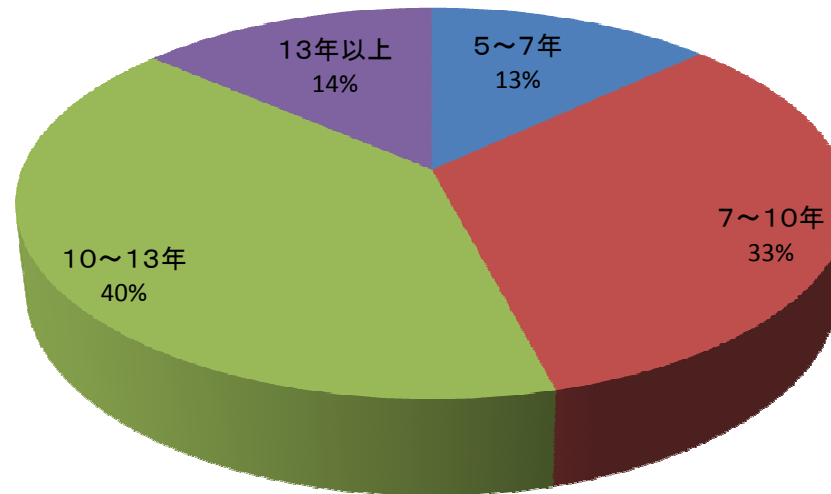
- ①法施行後は、オークションを利用した仕入れが以前の2倍になっており、使用済み自動車流通の変化が解体業者の仕入れに如何に大きな影響力を与えているかが明白である
- ②オークションからの仕入れは、車両状況のいかにかわらず、中古車としての仕入れとなるため、リサイクル料金を解体業者が負担する結果となり、リサイクル料金を負担させられるとの不満に繋がる

V. 仕入先の変化 その3 ～オークション仕入の割合～



- ①解体業個社のオークション依存度は、仕入の30%以上をオークションに依存する事業者が施工前の24%から46%に増加しており、オークションが仕入れ先として定着したかに見える

V. 仕入先の変化 その4 ～オークションで仕入れる車の車齢～



- ①解体業者がオークションから仕入れる車の車齢は、7年超13年未満の車両が73%を占める。
- ②現在オークションで解体業者が仕入れる車齢7年超の車両は、従来解体業者が引取業者から直接仕入れていた範疇の車両と考えられる。
- ③明らかに使用済み自動車と考えられる13年超の車両のオークション経由が少ないのは、この範疇の車両の出品自体が少ないためと考えられる。